

学校は、社会で必要とされる力や感性を身につける場である。従って、身だしなみ・持ち物全般について、清潔感を保ったり、悪目立ちすることがないようにしたりするなど、生徒自らも、様々なことを考えあわせた上で判断できるようにすること。

1 服装等

- 学校指定の制服を着用する。
※ 転入生は、前在籍校の制服の着用可。
- 清潔感を保ち、だらしない着方をしない。
- ワイシャツ、ブラウスは白とし、その下には体育着を着用する。
※ 体育着（上衣）の下に下着等を着用する場合は、体育着から下着の袖などを出さない。
- 名札（入学式当日に配布）は制服、ワイシャツ、ベスト等の左胸にとめる。
防犯上、名札は校外では外す。
- 上履きは学校指定のものとする（各学年、色の指定あり）。記名は外側（かかとの裏部分）。
- 外履きは白のひものついた、白色（単色）で、学校の活動に適する運動靴とする。防犯上記名は内側。

《冬服について》

- 防寒具全般について、防寒の意図にそぐわないもの、色・装飾等が華美なものは不可とする。
（各部で購入しているウィンドブレーカーについては、蛍光色等がありうる。）
- 制服の下にセーター着用可（カーディガンは不可）。
- ストッキング（タイツ）着用は、制服・ジャージ着用時のみとする。
体育の授業時は着用不可（履き替え用の靴下を準備）。
- ※ 入学式・卒業式では、セーターやタイツ等の着用不可。（寒さが厳しい場合、大型ストーブ稼働）
- 首もとの防寒具について、特に自転車通学時、安全に走行できるものとする。
- コートはスクールコート（Pコート・ダッフルコート）のみ着用可とする。コートの置き場は自分のロッカーを使用する。また、部活動で使用しているウィンドブレーカー（上衣のみ）を上着として登下校の際、着用することを認める。

《その他》

- 靴下はケガの予防という観点から、くるぶしの隠れる長さとする。
- ※ 入学式・卒業式では、白の靴下とする。
- ベルトは黒の革または布製で幅も標準のものとする。
- 制服とジャージの併用は禁止とする。
- ウィンドブレーカー（上下）は、部活動時（朝練、放課後、再登校、休日）に着用可とする。
※ ウィンドブレーカーは必ず購入するものではなく、すでに家にあるものを使ってもよい。

2 頭髪等

- 清潔感を保つ。また、悪目立ちをしたり、学校での活動の妨げになったりしないよう整える。
- 髪留めについては、華美でないピン留めのみ使用可。
- 香料、化粧品、整髪料、装飾品の使用は禁止する。
- ピアスや爪、眉の加工は禁止する。

3 持ち物

- カバンは学校指定のバックである城南バックとし、登下校の際は城南バックを背負って通学する。荷物が入りきらない場合はサブバック（華美でないもの）併用可。エナメルバック不可。
- 生徒手帳は毎日持参する。
- 学校生活に関係のない不要物の持ち込みは禁止する。
- 教科書等は置いていってよいものと、持ち帰るものの区別をする。また、忘れ物をしない。
- メガネや文房具、その他の持ち物等、華美なものは不可。
- 健康上の理由で必要なもの（日焼け止め、リップクリーム、ハンドクリーム等）は、無色・無臭・無光沢なものに限る。生徒手帳に保護者の一筆を書いてきたものを担任に見せ、使用許可を出す。使用する場所はトイレのみで、貸し借りをしない。
- 制汗シートは、無香料のものは可。（制汗スプレーは不可）

4 自転車通学（詳細については別紙）

- 学校に申請した者が、自転車を利用して通学することができる。
- 交通マナーや自転車通学遵守事項を守ること。
- 通学用自転車には、鑑札シールを所定の場所に貼ること。
- 通学用自転車は普通自転車とする。ドロップハンドルや改造ハンドル、整備不良、無灯火の自転車の使用を禁止する。

5 欠席届等(欠席・早退・遅刻・体育の見学等)

- 生徒手帳に保護者が記入し、担任に届け出る。また、欠席するときは、近くの本校生徒を通じ担任に届け出てもよい。（生徒手帳がない期間は、他のメモ等で代用する。）
- 電話による連絡の場合、原則として8：15以降に連絡をする。

6 病気、ケガの処置

- 無断で保健室や備蓄薬を使用しない。必ず先生の指示を受ける。

7 さわやか相談室の利用

- 学習のこと、生活のこと、友人のこと、自分のこと、その他悩みや困ったことがあるときは、昼休み、放課後等に相談することができる。

8 その他

- 進んであいさつをする。
- 公共物を大切に扱い、使用後は整理・整頓する。
- 登下校の際は、決められた通学路を通る。
- 登下校中、寄り道せず学校・家に向かう。買い食い、たまって話をする、そのまま遊ぶなどしない。
- 登下校の際、不審者に十分注意すること。なお、防犯ブザーを常時携帯すること。（点検も定期的に行う。）

《学校外の生活についての注意》

- 外出するときは行き先、帰宅時間、同行者の氏名等を保護者に告げる。
- 生徒だけでの外泊や娯楽施設(カラオケ、ゲームセンター等)の出入り、生徒同士の物品の売買、金銭のやりとりは、大きなトラブルの原因となる恐れがある。

※ 学校生活のきまり全般について、状況に応じて生徒総会・職員会議等の検討を踏まえて改定がありうる。